

付編 東海地震の警戒宣言に伴う対策

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係わる地震防災対策強化地域内の居住者に対して、警戒態勢を取るべき旨を公示する等の措置を取らねばならないこととされている。

能勢町は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産等の安全を確保する。

第 2 節 基本方針

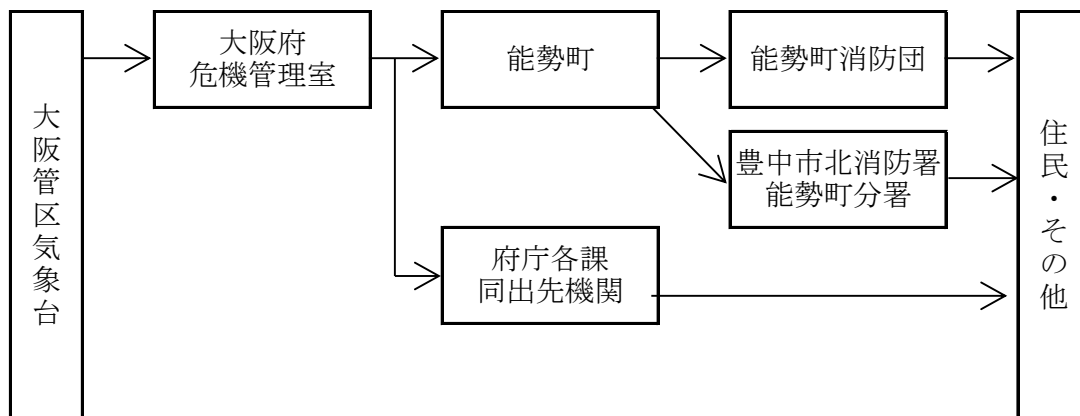
1. 町は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係わる地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられる間においても都市機能は平常通り確保する。
2. 原則として、警戒宣言が発せられてから地震の発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間取るべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発せられたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
3. 東海地震は、東南海・南海地震が同時または連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
4. 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防計画編や地震災害応急対策編で対処する。

第2章 東海地震注意情報発表時の措置

町及び関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

第1節 東海地震注意情報の伝達

第1 伝達系統



第2 伝達事項

1. 東海地震注意情報の内容
2. その他必要な事項

第2節 警戒体制の準備

防災関係機関は、職員の待機及び非常配備や災害対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報等の準備を行う。町においては、非常警備を発令して災害警戒本部に準じた警戒体制を整え、速やかに対応できるよう準備しておく。

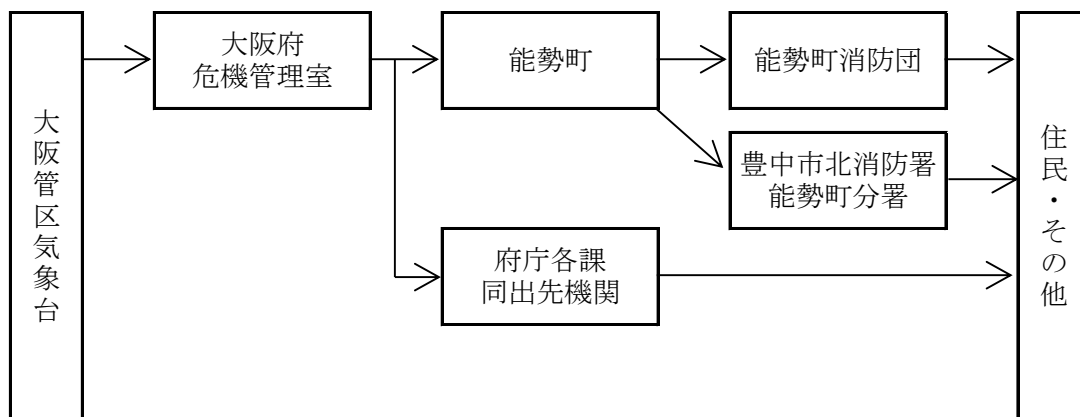
第3章 警戒宣言発表時の対応措置

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために、講ずるべき事前の対策を進めるものとする。

第1節 東海地震予知情報等の伝達

町及び府は、警戒宣言が発せられ、大規模地震関連情報が発せられたときは、迅速に住民・その他に伝達する。

第1 東海地震予知情報等の伝達



----- 大規模地震関連情報のみ

第2 伝達事項

1. 東海地震予知情報
2. その他必要と認める事項

第2節 警戒体制の確立

町及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

第1 組織動員配備体制の確立

1. 町は、地震想定や地域の実情に応じて府に準じた組織体制をとる。
2. 町は、必要な動員配備体制をとる。
3. その他関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し動員配備を行う。
4. 町は、情報交換を通じて府及び関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
5. 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備及び点検を行う。

第2 消防活動等

町は、迅速な消防活動ができるよう適切な処置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

1. 東海地震予知情報の収集と伝達
2. 出火・延焼・浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
3. 消防水利、消防・水防用資機材の確保及び点検整備
4. 危険物等の管理・出火防止の徹底指導

第3 交通の確保・混乱防止

道路管理者及び府警察は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

1. 交通規制・交通整理
2. 交通規制等への協力と安全走行についての広報

第4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、府・国及び関係機関との緊密な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

第5 ライフライン

ライフラインに係わる事業者は、平常通りサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

第 6 危険箇所対策

町は、地震時において土砂災害が予想される危険箇所に対して、巡回点検を行う。

1. 町は府と連携して、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して巡回点検を行う。
2. 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等の危険箇所に係る住民については、町長は、府警察等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

第 7 社会秩序の維持

1. 警備活動

府警察は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との緊密な連携のもと、犯罪防止及び流言飛語の防止等の警備活動を実施する。

2. 生活物資対策

町は、府及び関係機関とともに、生活物資の著しい不足や価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

第 8 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設等で多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3節 住民・事業所に対する広報

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民・事業所に対し混乱防止のための広報を行う。

第1 広報の内容

1. 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
2. 出火防止、危険防止、発災時の対応等の住民・事業所のとるべき防災への備え
3. 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
4. 流言防止への配慮
5. 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
6. 町や防災関係機関が行なう防災活動への協力 など

第2 広報手段

1. 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
2. 町は、広報車などを活用し、自主防災組織等とも連携して広報を行う。
3. 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。